

経営革新設備等の取得価額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

別表六の二十(二)付表 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

事業種目		1						
資 産 区 分	種類	2						
	構造、用途又は設備の種類	3						
	取得年月日	4	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	事業の用に供した年月日	5	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	6		円		円		円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	7						
	差引改定取得価額 (6) - (7)	8						
設備等の概要								

別表六の二（十二） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成24年改正法附則第33条第1項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第68条の14第2項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、各連結法人ごとに別葉で作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額7」には、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損

金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「設備等の概要」には、法人が平成24年改正前の措置法第68条の14第1項に規定する特定中小連結親法人又は特定中小連結子法人に該当すること及びその設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。